

小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 平成21年6月25日（木）午後7時00分～午後8時33分
場所 小田原市役所 601会議室

2 出席した教育委員の氏名

1番委員 山田 浩子
2番委員 青木 秀夫 (教育長)
3番委員 桑原 妙子 (教育委員長職務代理者)
4番委員 和田 重宏 (教育委員長)
5番委員 山口 潤

3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

学校教育部長	木目田 和義
生涯学習部長	和田 豊
生涯学習部次長・生涯学習政策課長事務取扱	桐生 薫
文化財統括担当参事兼生涯学習部文化財課長	塚田 順正
教育総務課長	曾我 勉
施設担当課長	木内 隆行
学校教育課長	伊澤 秀一
教職員担当課長	西村 泰和
教育指導課長	柳下 正祐
青少年課長	瀬戸 伸仁
スポーツ課長	苅谷 一義
課長補佐兼指導主事・指導担当主査兼相談担当主査事務取扱	棄畠 寿一朗

(事務局)

教育総務課課長補佐・総務担当主査事務取扱	座間 亮
教育総務課上級主査	瀬戸 英樹

4 議事日程

日程第1 報告第5号 事務の臨時代理の報告（小田原市教育長の給与、勤務時間
その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例）について
(教育総務課)

日程第2 報告第6号 事務の臨時代理の報告（工事請負契約の締結（小田原市立
富水小学校屋内運動場改築工事）について（教育総務課）

5 その他

- (1) 財団法人小田原市学校建設公社経営状況報告について（教育総務課）
- (2) グラウンド等の芝生化の進捗状況について（教育総務課）
- (3) 放課後児童クラブ開設時間の変更について（青少年課）
- (4) 史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画について（文化財課）
- (5) 財団法人小田原市体育協会経営状況報告について（スポーツ課）
- (6) その他

- ①文部科学省 平成21年度補正予算の概要（学校教育部）
- ②請願「平成22年度使用中学校教科書の採択について」（教育総務課）
- ③「教科書採択についての要望書」について（教育総務課）
- ④教育委員会事務の点検・評価について（教育総務課）
- ⑤教育委員と市長との懇談会について（教育総務課）
- ⑥教職員メンタルヘルス研修会について（学校教育課）

6 議事等の概要

- (1) 委員長開会宣言
- (2) 会議録署名委員の決定…桑原委員、山口委員に決定
- (3) 日程第1 報告第5号 事務の臨時代理の報告（小田原市教育長の給与、勤務時間
その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例）について（教育総務課）

日程第2 報告第6号 事務の臨時代理の報告（工事請負契約の締結（小田原市立
富水小学校屋内運動場改築工事）について
(教育総務課)

提案理由説明…教育長、教育総務課長、施設担当課長

青木教育長…それでは、報告第5号及び報告第6号の2件の「事務の臨時代理の報告について」を御説明申し上げます。市議会5月臨時会及び市議会6月定例会に係る教育委員会関係の条例案及び工事請負契約の締結案について、市長に対し意見の申し出をしました。これは、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項に基づく付議事項でございますが、急施を要し、会議を開くことができなかつたため、同規則第4条第1項により、事務を臨時に代理させていただきました。については、同条第2項の規定より御報告するものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育総務課長…それでは、私から報告第5号「事務の臨時代理の報告（小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例）について」を、ご説明いたします。2ページ目をご覧いただきたいと存じます。改正理由につきましては、国家公務員の給与制度に準じて平成21年6月に支給する本市職員の期末手当等の額を暫定的に引き下げるに伴い、教育長の期末手当について、これに準じた措置を講ずるために改正するものであります。内容につきましては、平成21年6月の期末手当の支給割合を100分の160から100分の140に引き下げることとし、平成21年5月29日から施行しようとするものです。

施設担当課長…それでは、私から報告第6号「事務の臨時代理の報告（小田原市立富水小学校屋内運動場改築工事）の工事請負契約の締結について」をご説明いたします。恐れ入りますが、資料の2ページ目をご覧いただきたいと存じます。本報告は、平成21年度当初予算で市議会の議決をいただいた小田原市立富水小学校屋内運動場整備事業のうち、建物の建築工事に係る報告であります。現在の屋内運動場は、昭和43年2月に完成し、築後42年を経過した建物であり、また、耐震診断の結果、耐震性が低いことから、改築するものでございます。本工事につきましては、平成21年5月26日に入札に付した結果、契約金額2億1千万円で、瀬戸建設株式会社

が落札し、工期は、契約に定める日から平成22年3月18日までとしております。本契約につきましては、地方自治法第96条や条例の規定に基づき、本日の議会の議決を得ましたので、本日、落札業者と本契約を締結いたしました。次に、本工事の概要についてですが、次のページをお開きください。この度の屋内運動場は、鉄骨造平屋建て、延べ床面積986.12平方メートル、高さ11.124メートルの設計となっております。ページ下の配置図をご覧ください。改築する位置は、敷地西側に斜線で示しておりますが、既存の屋内運動場とほぼ同じ場所、同じ向きに建築するものでございます。横のページは、屋内運動場の平面図でございます。体育室は、約30メートル×約21メートルの広さとなっておりまして、平成5年度完成の大窪小学校とほぼ同じ広さとなっており、福祉対応としてスロープや多目的トイレも設けております。次のページをお開きください。立面図でございます。切妻屋根の外観となっております。以上で、報告を終わらせていただきます。どうぞ、宜しくお願い申し上げます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(4) その他報告事項1 財団法人小田原市学校建設公社経営状況報告について

(教育総務課)

教育総務課長…「財団法人小田原市学校建設公社の経営状況について」ご報告申し上げます。恐れ入りますが、資料1の「財団法人小田原市学校建設公社の経営状況報告」の2ページをお開きください。初めに事業概要ですが、平成20年度は学校施設貸付事業として、「町田小学校校舎」、「三の丸小学校校舎等」を小田原市に貸付けいたしました。次に、財務諸表の説明でございますが、3ページの正味財産増減計算書をご覧ください。この表は、平成20年度における正味財産の増減をあらわしたものです。次の4ページにありますように、平成20年度の「正味財産期末残高」は、前年度より1

万 8 千 2 1 円 増 の 5 2 8 万 4 千 3 4 3 円 で ございます。 続きまして、 5 ページの 貸借対照表 をご覧ください。 この表は、 平成 20 年度末における 資産、 負債 及び 正味財産 の 状態 をあらわしたもので ござります。 まず、「 I 資産の部」で ござりますが、「 1. 流動資産」と「 2. 固定資産」を 合わせた 資産合計 は、 10 億 5 千 4 9 5 万 2 千 3 4 3 円 と なります。 次に、「 II 負債の部」で ござりますが、 町田小学校校舎建設事業 及び、 三の丸小学校校舎建設関連事業 に係る 借入金 が 10 億 4 千 9 6 6 万 8 千円 で ござります。

6 ページをお開きください。「 III 正味財産の部」で ござります。 当年度の 「正味財産合計」 は 5 2 8 万 4 千 3 4 3 円 と なり、 最下段の 「負債及び正味財産合計」 は 5 ページの 「資産合計」 と 同額の 10 億 5 千 4 9 5 万 2 千 3 4 3 円 で ござります。 8 ページ及び 9 ページは、 財産目録ですが、 これは、 貸借対照表を一覧表にしたもので ござりますので、 説明は省略させていただきます。 10 ページの 事業明細表 ですが、 平成 20 年度は ございません。 続きまして、 平成 21 年度の 事業計画 及び 予算 について 御説明申し上げます。 12 ページをお開きください。 まず、 平成 21 年度 事業計画 ですが、 学校施設貸付事業 では、 前年度に引き続き 町田小学校校舎、 及び 三の丸小学校校舎 等を 小田原市 に 貸付けようとする もので ござります。 次に、 13 ページからの 「収支予算書」 につきましては、 事業計画に基づき、 前年度実績を基に 収入と 経費を見込み、 編成した もので ござりますので、 後ほどご覧いただきたいと存じます。 以上をもちまして、 財団法人小田原市学校建設公社の 経営状況 についての 説明を 終わらせていただきます。 今後の学校建設公社のあり方ですが、 平成 20 年 1 月 1 日に 施行された 「新しい公益法人制度」 により 平成 25 年 1 月 30 日までに 新たな 法人に 移行するか、 解散することになります。 現時点では、 公社を解散する 方向で 考えており、 保有施設を 小田原市 に 買い取りを 求め、 方法について は、 県、 市の 関係各局 と 十分協議しながら 進めて いきたいと 考えております。 以上で 説明を 終わります。

(質 疑)

山口委員 … 貸借対照表において、 建物の 資産 が 今年度も 前年度も 同じ額となつてい

ますが、減価償却の取扱いをしていないという事でしょうか。

教育総務課長…減価償却の取扱いはしていません。

山 口 委 員 …市が建設公社の所有している建物を買い取る時に、減価償却の取扱いをしていれば安い価格で買い取る事が出来ると思います。しかし、このままだと建てた時と同じ価格で買い取る事になると思いますが、いかかでしょうか。

学校教育部長…まず、学校建設公社がどのようなものであるかという説明をさせていただきます。本来、市立学校については小田原市が建てなければならないものであります。そのためには多額の資金が必要なため、小田原市が建設公社を作り、そこに市から500万円を寄付し、それを資本金として銀行から借り入れをして校舎を建設しているものでございます。建設が終わったら市が買い取るのが本来の形でしょうが、元々、資金的に建設出来ないものをすぐに買い取る事も出来るわけがなく、計画的に行わなければならぬものでございます。そのようにして買い取る年度が遅くなればなるほど、減価償却の考えでは建物の資産価値は下がっていくものでございますが、資産価値が下がるという事は公社が市に売却する際の額が、建設した際の費用より少なくなり、公社の損益になってしまいます。市が本来、建設するべきものを公社が代わって銀行から借り入れをして建設しているのに損益が出るという事は好ましくないため、帳簿上は減価償却の考えはないものとして取り扱っております。また、銀行から借り入れをしている事で毎年、利息が発生しておりますが、それにつきましても市から補助金という形で公社に支出しています。山口委員の仰る事が、民間の考え方では当然の事であろうと思いますが、小田原市学校建設公社において減価償却の取扱いをしていない理由としては以上になります。

(その他質疑・意見等なし)

(5) その他報告事項2 グラウンド等の芝生化の進捗状況について (教育総務課)

施設担当課長…それでは、私から現在の学校、幼稚園の芝生化の進捗状況について報告させていただきます。資料は、3枚で芝生化の取り組み写真をお配りして

います。学校や幼稚園のグラウンドの芝生化については、体力の向上や怪我の防止等の教育上の効果のほか、景観上、或いは環境上など、さまざまな効果があることは充分承知しておりますが、養生中の制約や維持管理の対応が難しく、今まで、全面的な芝生化は出来ないでおりました。しかし、最近は比較的簡単に芝生化が出来る「鳥取方式」という方法がテレビ等で紹介され、私どもも視察に行くなど研究を進めてまいりました。この「鳥取方式」とは、ティフトンという種類の西洋芝を、1ヶ月程度ポットの中で苗として育て、それを田植えのようにグラウンドに概ね50cm間隔で植え込み、3ヶ月程度の経過で緑に覆われるという方法で、成長が早く、踏まれても比較的強いため、養生にさほど気を使わなくても良いとのことでございます。また、ポット苗づくりから植え付けまでを学校や地域の皆様で行うことで安く出来るとともに、芝生を大事にする心も同時に育てることが出来ると思っております。次に本市の取り組みの状況ですが、現在、東富水幼稚園と下府中小学校、新玉小学校の3ヶ所でこの方法での芝生化を進めております。3施設ともそれぞれ取り組みのきっかけが違っておりますが、東富水幼稚園については、市から園の方に試行的に進めさせていただきたいとお願いした、言わば行政主導で行っているものです。一方、下府中小学校と新玉小学校は、地域、学校等の主導でのケースとなっておりまして、下府中小学校では、地域等で組織するshin2（しんしん）という会を立ち上げていただきまして、日本サッカー協会の支援事業により、成長したポット苗の提供を受けて進めているところであります。また、新玉小学校でも、地域、PTA、学校の皆様のご協力のもと、東富水幼稚園と同様にポット苗づくりから取り組み、順調に生育すれば、3施設とも秋には緑に覆われたグラウンドが出現すると期待しております。次に資料の写真について説明いたします。1ページの上段は、東富水幼稚園で、芝生化に着手する前の園庭の状況と、5月23日にポット苗作りを行っているところと、その後のポット苗の生育状況となっております。なお、ポット苗の植え付け作業は7月9日に実施する予定でございます。次に1ページの下段は、下府中小学校でございまして、ポット苗は日本サッカー協会から直接提供を受けておりますので、芝生化に着手する前のグラウンドと

入荷したポット苗の状況と、2ページの上段が6月20日にポット苗の植え付け作業を行っている写真でございます。次に2ページの下段は、新玉小学校で、芝生化に着手する前の現状の写真と、5月26日にポット苗作りの作業を行ったところと、その後のポット苗の生育状況となっております。なお、新玉小学校では、ポット苗の植え付け作業は7月4日を予定しております。最後の3ページ目は、今年の3月に視察に行かせていただきました、和歌山県の和歌山市立安原小学校と、同じく海南市立南野上小学校の写真でございまして、この2校につきましては植え付け後9ヶ月経過しているとのことです。安原小学校については411名と児童数が多いため、芝生が多少剥げている箇所がございます。南野上小学校につきましては児童数が30名と非常に少なく、芝生への負担も少なかったため、綺麗な状態で芝生が育ったといった事でございます。資料写真の説明につきましては以上ですが、今後は、今回行った芝生化での課題や問題点を整理した上で、他の学校等でも、地域の皆様等のご理解、ご協力も得ながら、芝生化を推進してまいりたいと考えております。報告は以上でございます。

(質 疑)

山田委員 …芝生を植え付けてからどのくらいの期間、校庭は使えないのでしょうか。
施設担当課長…今回、植え付けを行うティフトンという種類の芝は比較的強い種類でございますので、1週間程度、気を遣っていただければ使用出来るようになるとは聞いておりますが、やはり、長く養生すればするほど綺麗に育つという事はあるようです。

山田委員 …水撒きや芝刈りが今後の仕事としてありますよね。

施設担当課長…そのような維持管理の仕事が植え付け後の主な仕事になろうかと思います。また、このティフトンという芝は夏芝でございまして、秋の終わる頃に枯れるそうです。これを1年中生えている状態にするには、改めて冬芝の種を撒く作業が必要であると聞いております。

桑原委員 …今後、市内の小中学校は、この2校以外のグラウンドも芝生化を順次進めて行く事になるのでしょうか。

施設担当課長…グラウンドの芝生化につきましては学校だけでの対応で維持管理を続けるという事は非常に困難であります。従って、地域の方々の協力があってはじめて、芝が維持出来るという事がございますので、そのあたりの管理体制や協力体制が出来ている学校から進めて行かざるを得ないと考えております。いずれにいたしましても芝生化のメリットは充分にございますので、なるべく多くの学校で進めて行きたいと考えております。

山口委員 …下府中小学校の写真を見ますと、スプリンクラーが回っていますが、芝生を維持管理するためには、スプリンクラーの取付工事も必要になるのでしょうか。

施設担当課長…水撒きの効率の良い方法を考えると、このようなスプリンクラーの設置はせざるを得ないと考えております。ちなみに下府中小学校のスプリンクラーにつきましては、先ほど申し上げました s h i n 2 (しんしん) という地域等で組織する会で設置していただいたという事でございます。

山口委員 …学校だけで維持する事は大変ですが、芝生化する事で災害時等のヘリコプターの着陸等が非常に便利になると思われます。臨時ヘリポートとしての活用が出来るという事で関係機関からの協力はいただけないのでしょうか。

学校教育部長…総合防災訓練等で自衛隊のヘリコプターが来ると、土の場所では当然、砂塵が舞い上がるという事がございますが、ただ、ヘリコプターが着陸するためには、周りに木がないか、高い建造物がないか等の色々な条件がございまして、ただ単に芝生があっても、それらの条件を満たさなければ着陸する事は難しいものでございます。有事の際に、訓練のとおりに行くものかどうかは分かりませんが、芝生だけをもって自衛隊や県警等のヘリコプターが着陸出来る条件を満たす事は中々難しいと思われます。ただ、着陸の選択肢としての優先順位は高くなるとは思います。

山口委員 …各エリアに集中して芝生化を進めて行くよりも、ヘリコプターの着陸出来ないようなところに、優先的に芝生化を進めて行く事も考えた方が良いのではないかと思います。

山田委員 …芝生には白線を引く事が出来ないと思うが、運動会の際などはどうするのでしょうか。

施設担当課長…白線は引く事が出来るとの事です。視察先の学校では芝生の上に直接、

白線を引いて運動会等を催したとの事でございます。

青木教育長 …サッカーグラウンド等で使用されているような芝生用の白線があると聞いた事があります。

施設担当課長…中学校ですと、陸上等の本格的な運動を行った場合や、部活動で野球等を行う場合にどうするのかという課題は今後整理していく必要はあると考えております。

和田委員長 …地域の方と学校との協力で維持管理を行うとの事ですが、三の丸小学校のグラウンドなどは雨が降ると、すぐ水浸しになってしまって歩けないような状態になるので、まず水捌けをきちんとしていただきたいとの思いがあります。

施設担当課長…三の丸小学校につきましてはグリーンサンドという科学的に加工された土を入れて、ぬかるみや埃の飛散を防止する対応はしているのですが、中々効果が見られていないようです。なお、芝生化するとなるとまず、グリーンサンドの処理を行わないとならなくなるため、現時点で芝生化を進めている学校はグリーンサンドを導入していない学校であります。グリーンサンドを導入している学校につきましては、芝生化は少し後になるのかなと思っています。

学校教育部長…本日、教育委員の方々にこのお話をしても、校庭の芝生化について反対される方はあまりいらっしゃらないと思います。自然にやさしいですし、子どもがポット苗から育てるところから直接関わる事で、学習体験上も素晴らしい事であると思います。ただ、問題は、教育委員長からもお話がありましたが、ある程度、芝生のグラウンドが出来上がった後の維持管理の部分でございます。学校の先生がその部分をどう考えているのかという事ですが、芝生化して、後は学校任せになってしまうと困るという意見があるようです。芝刈り機等の機器は行政が用意致しますが、地域一体教育を推し進めている中で、植え付けから一緒に行っていただいている地域の方々が、学校と一緒に維持管理にもある程度、協力していただく事が必要不可欠であると思いますので、これについても教育の一環として地域の方々にお願いしていきたいと考えております。

(その他質疑・意見等なし)

(6) その他報告事項3 放課後児童クラブ開設時間の変更について（青少年課）

青少年課長 …それでは、私から「放課後児童クラブ開設時間の変更について」を、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、資料3「放課後児童クラブ 開設時間の変更について」をお開き下さい。放課後児童クラブは、両親が共働きなどで、放課後の時間帯、或いは土曜や夏休みなどの学校休業日に、家庭に保護者のいない小学1年生から3年生の児童をお預かりしている事業でございます。また、学校の教室などをを利用して市内25の小学校区ごとに設置された児童クラブには、1,200人を超える児童が在籍しております。今回ご報告させていただきますのは、ただいまご説明をいたしました「放課後児童クラブの開始時間の変更について」でございます。現在、土曜日と夏・冬・春休などの学校休業日における児童クラブの開始時間は午前8時30分となっておりますが、保護者等の要望を受け、来月から、この開始時間を午前8時に変更するものでございます。なお、開始時間の引き上げにつきましては、ただいま申し上げましたとおり保護者などから「クラブの開始時間をもう少し早めてほしい」との要望が寄せられている事に加え、保護者の勤務時間の都合等で早めに家を出なければならない子どもたちが、クラブの開始をクラブ室の外で待ち続けるという状況が見受けられる事から、こうした子どもたちの安全と健康に配慮し、早急に対応して行こうとするものでございます。また、早まった時間帯における児童クラブ指導員への賃金については、効率的な予算執行に努め、当初の予算額の中で貰うことが出来るものと考えております。以上を持ちまして、「放課後児童クラブ開設時間の変更について」の説明を終らせていただきます。どうぞよろしくお願ひ致します。

(質 疑)

桑原委員 …資料の放課後児童クラブ開設場所の記載に民間借家が1軒ありますが、何か理由があるのでしょうか。

青少年課長 …25校中23校につきましては、学校の校地内で児童クラブを開設しております。千代小学校につきましては隣接する千代中学校の施設を借りて開設しております。ご質問のありました民間借家につきましては富士見小学校になりますと、富士見小学校は学童数が非常に増えているため、学校内の施設に余裕がないとの理由から、近所の民間借家を借りて開設しているものでございます。

山口委員 …放課後児童クラブは福祉健康部ではなく、教育委員会の管轄なのでしょうか。

青少年課長 …各市で対応がまちまちでございまして、市によっては福祉部局が管轄していましたり、教育委員会が管轄していましたり、規模が大きな市ですと子ども局という福祉と教育と一緒にしたような部局が管轄したりしております。小田原市の場合はと、教育委員会の青少年課が管轄しております。

和田委員長 …保護者が希望したらほぼ入所出来るのでしょうか。

青少年課長 …入所につきましては、現在、待機児童が出ない事を第一の優先順位にしておりまして、入所希望は年々増えておりますが、それを充足するような施設と指導員を確保しております。対象の小学校1年生から3年生であれば、現在は希望者の100%の受け入れが出来ております。

桑原委員 …4年生以上の児童についてはどうでしょうか。

青少年課長 …4年生までや6年生まで等、対象範囲は色々ございますが、4年生以上対象の放課後児童クラブを開設している市は県内19市のうち、約半数ございます。小田原市におきましては、年々入所希望者が増えている中で、待機児童を出さない事を第一に考えており、また、施設の確保が難しいという事もございますので、小学校1年生から3年生のみを対象としております。

和田委員長 …1つの児童クラブで70名という定員があると聞いた事がありますが、それを超えた場合にどのように対応をされているのでしょうか。また、70名を超えて児童クラブを開設している場合に国の担当省庁から予算上の締め付けがあると聞いた事がありますが、いかがでしょうか。

青少年課長 …仰るとおり、厚生労働省から 70 名を超えた場合には 2 つのクラブに分割するようにとの指導がございます。昨年度と今年度までは経過措置で、1 つのクラブで 70 名を超えていても運営補助金は出ますが、来年度以降は 70 名を超えると運営補助金は出ないという事でございますので、今年度より市内 3 校におきまして、大規模クラブを分割致しました。来年に向けてあと 3 校ないし 4 校の候補クラブがございますので、分割する方向で調整しているところでございます。

(その他質疑・意見等なし)

(7) その他報告事項 4 史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画について

(文化財課)

文化財統括担当参事…それでは、私から「史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画」について、ご説明申し上げます。資料 4 をお開きください。お配りした資料は「保存管理計画の中間とりまとめ」とした厚い本書と、その概要をまとめた 3 ページに渡る資料でございます。本書は適宜ご覧いただくことと致しまして、ここでは概要に従ってご説明してまいりたいと存じますのでよろしくお願いいいたします。この保存管理計画の目的は、戦国時代に造られ、保存してきた貴重な文化財である小田原城八幡山古郭及び総構と言われる部分、これは主に丘陵に展開する遺構でございますが、これを中心に、史跡の管理団体に指定されております小田原市として将来にわたって保存管理や整備活用の指針とするために策定するもので、既に昭和 51 年、55 年に策定したものを基本とし、活用の方策などを加えて改定しようとするものであります。策定のスケジュールでございますが、平成 19 年度に対象区域の測量を行い、平成 20 年度には、学識経験者や近隣の自治会長、庁内の関係課長からなる保存管理計画策定委員会を設置致しまして、議論、検討を重ねてまいりました。このほど、中間報告としてその結果を取りまとめたもので、中には未検討のもの、或いは検討途中のものも一応掲載させていただいておりますので、ご了解ください。策定委員会委員の構成につきましては 3 ページに名簿をお付けしておきましたので後

ほどご覧ください。今後はこの中間報告を元に、さらに検討、議論を重ね、21年度中に成案として取りまとめたいと考えております。まず策定対象範囲についてですが、この点に付きましては恐れ入りますが、本書の9ページをご覧いただきたいと存じます。9ページには地図を載せておりますけれども、太く囲った範囲が、八幡山古郭及び総構と言われる範囲でございます。今回、策定範囲としたのはこの部分になります。ご覧いただきますように大変広範に渡っておりますところから8地区に分けて検討して行くこととしております。恐れ入りますが、また「概要」に戻っていただきたいと存じます。第1章、第2章におきましては保存管理計画策定の沿革や現況、課題等を取りまとめたものでございます。第3章は保存管理の基本的な考え方を取りまとめたもので、堀の本体のように人為的な遺構だけではなく、こうした遺構を一体的に形成している自然地形も含む、言わば遺構域の周辺部も設定を致しまして、それぞれのあり方に応じた保存管理の方策を定めようとするものです。良好に遺構が残っているようなところについては、土地所有者や関係者の理解を得て史跡指定を積極的に進めることとし、遺構の周辺部については、都市計画や景観的な手法と連動した方策を検討することとしております。先ほど申し上げましたように範囲が広範に及ぶことから、全体を8地区に分けて、それぞれの地区の特性に合わせた取扱い方針を定めていこうとするものであります。また、市民の理解を深めるための方策として、説明版の設置やパンフレットの発行、或いは巡回ルートの設置なども検討しているところであります。第4章として、整備・活用に関する基本的な考え方を取りまとめております。小田原城が中世から近世までを含めた歴史の積み重ねの上に、現在、保存されているという事実を重視致しまして、そうした歴史の積み重ねの総体を生かして行こうという考え方で整備活用のあり方を検討して行きたいと考えています。恐れ入りますが本書をご覧いただきたいと存じます。63ページになります。これは整備・活用に関する基本的な考え方を示したものでございます。例えて言えば、旧アジアセンター跡地、これは遺構の表現では三の丸外郭新堀土壘という言い方をしておりますが、この旧アジアセンター跡地を拠点として城下張出、稲荷森堀切、小峯御鐘の台大堀切、東曲

輪、清閑亭土壘といった既に公有化が進められているところ、或いは一定のエリアが整備可能なところなど7箇所程度を整備活用のポイントと想定致しまして、これらをめぐる散策ルートの整備をイメージしております。最後に、八幡山古郭・総構を保存管理及び整備活用を円滑に行うためには、文化財だけでなく、行政内部の横断的な連携に基づく取り組みを進めるとともに広範な人々の連携やさまざまな制度の活用が必要となってまいりますので、こうした点についても検討して行きたいと考えております。今後の予定でございますが、広報おだわらに掲載する、或いは現地見学会を行うなどして、保存管理計画の説明を広く市民の皆様にさせていただき、市民の皆様の意見を聞きながら、今年度一杯、最終報告に向けて、策定作業を進めてまいりたいと考えております。また、当委員会におきましても、その成案につきましては改めてご報告をさせていただく機会があると考えております。貴重な文化財を守り、より良い状態で後世に伝えるため、委員の皆様におかれましてもどうぞご理解とご協力をお願い申し上げます。報告は以上でございます。

(質 疑)

山田委員 …何年くらいの計画でなど、具体的な完成目標があるのでしょうか。
文化財統括担当参事…保存管理計画そのものは今年度取りまとめる訳ですが、その取りまとめたものに従って、実際に整備を行なったり、或いは、ある部分では民有地の買い上げ等、色々なハードの部分の事業というものがございます。これにつきましては特に全体の年次を定めるという事が困難でありますので、改めて各場所の具体的な整備計画を策定してまいりたいと考えております。そして、市の総合計画等に反映させながら、一定の年次の中で一定のエリアを整備して行くという形になろうかと思います。今回の策定は個々の場所の年次計画までを定めるものではなくて、もう少し大枠の考え方の取りまとめというものであります。

和田委員長 …膨大な資料ですね。

文化財統括担当参事…資料につきましては、まだ多少は未検討な部分がございますので、

また追ってダイジェスト版として市民の方にも分かりやすいものを作る予定であります。また、ご希望がございましたら現地のご案内等もさせていただきたいと思います。

桑原委員 …是非、現地を見せていただきたいと思います。

和田委員長 …また機会がございましたら、よろしくお願いします。

(その他質疑・意見等なし)

(8) その他報告事項4 財団法人小田原市体育協会経営状況報告について

(スポーツ課)

スポーツ課長…それでは、私から財団法人小田原市体育協会の経営状況についてご報告申し上げます。資料の5になります。本報告は、公益法人会計基準に則り報告されているのですが、議会におきましても6月19日の厚生文教常任委員会で報告がされております。それでは、早速、説明をさせていただきます。まず本報告書の構成についてですが、表紙を捲っていただきまして、目次をご覧ください。1ページから21ページまでが20年度の決算報告、25ページから36ページまでが21年度の事業計画となっております。それぞれ一般会計と収益事業特別会計の2本立てになっておりまして、その前段に総括表として、両会計の合計が掲載しております。また、平成20年度決算には、一般会計及び収益事業特別会計それぞれに、正味財産増減計算書と貸借対照表が添付されているほか、財産目録や財務諸表に対する注記が添付されております。なお、特別会計につきましては、体育協会の場合、自動販売機の手数料収入が主なのですが、プロ野球やプロレス等のチケット販売手数料などの収支も含まれています。それでは報告書本体についてですが、個別の計算書の説明は割愛させていただき、2ページから4ページにあります20年度の事業報告の説明をさせていただきたいと存じます。2ページをお開き下さい。体育協会は、スポーツに関する教室や競技会を始め、市民のスポーツ振興に寄与することを目的として運営を行っております。具体的には、小学生陸上競技教室などのスポーツ教室を15教室、尊徳マラソンをはじめとするスポーツ大会を6大会開催し

ており、それぞれ、前年度を超える参加を得ております。さらに、スポーツ団体への助成や地区主催のスポーツ大会への支援、そしてスポーツ指導者の養成や情報誌の発行などを自主事業として展開しているほか、市が行うスポーツ事業の受託や小田原アリーナをはじめとするスポーツ施設の管理業務を行っております。先ほど申し上げましたとおり、5ページ以降の計算書の説明は割愛させていただきます。後ほどご覧いただきたいと存じます。本報告の監査につきましては、体育協会内部の監事2名により行われているほか、外部監査につきましても、本市監査事務局で2年に1回、県からも3年に1回行われております。続きまして、25ページ以降にあります平成21年度の事業計画及び予算の説明をさせていただきたいと存じます。26ページ及び27ページをご覧ください。事業内容1の(1)スポーツ教室の開催の中で、21年度新規事業と致しまして、ソの「やさしいフラダンス教室」からツの「シニアヨガ教室」までの4教室が加わり、(2)のスポーツ大会では、アの「健民祭フェスティバル」が新規事業として加わりました。この「健民祭フェスティバル」は各地区振興会の特色ある競技をそれぞれ披露し、他の健民祭に反映できるものは取り入れるという目的で、本年度、既に5月31日に開催いたしました。その他の事業につきましては、20年度とほぼ同様な事業計画となっています。30ページ以降につきましては、これらの事業に伴う経費を予算計上したもので、後ほどご覧いただきたいと存じます。以上をもちまして、財団法人小田原市体育協会の経営状況についての説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

(9) その他 文部科学省 平成21年度補正予算の概要 (学校教育部)

学校教育部長…私から国の平成21年度補正予算の概要をご説明させていただきたいと存じますので、資料アをご覧いただきたいと思います。国の補正予算を何故このような場で説明するのかと思われるかもしれません、非常に私どもにおきましてありがたいお話をございますので、この場でご説明をさせていただきます。まず資料上段に「スクール・ニューディール」構想 (学

校施設における耐震化・エコ化・ＩＣＴ化等）と書いてございますが、国が今年の4月に経済危機対策を打ち出した訳でございます。そういう経済危機の中でこの「スクール・ニューディール」構想というものが出来まして、要は21世紀の学校に相応しい教育環境を整備して行くというものでございます。概念的な話は別にして説明させていただきますと、国において5月29日に非常に大きな補正予算が成立致しました。この中で環境、教育、福祉など色々な補正の要素がありますが、教育関係でございますのでこの点に絞らせていただきますと、簡単に言うと国が全額負担するので、地域で学校の耐震化やエコ化やＩＣＴ化について整備しなさいというものが、この補正の概要でございます。小田原市の負担がなくて整備出来ますので、非常にありがたいものであります。全てが国の負担となるものではございませんが、分かりやすく言うとそのような話です。教育関係における国が考えているメニューが資料に書いてあるものでございまして、（1）の学校耐震化の早期推進、太陽光パネルをはじめとしたエコ改修の拡大というものがまずあります。要は学校の耐震化が進んでいないところにつきましては国の財源により執行しなさいという考え方です。それと国が非常に力を入れているのが太陽光発電の部分で、いわゆる二酸化炭素の軽減のため学校に太陽光パネルの導入を積極的に進めなさいというものであります。次に（2）学校ＩＣＴ環境整備でございますが、これは情報通信技術の整備でございまして、そのメニューとしては2011年にテレビ放送のデジタル化が施行されますのでその対応、また学校の児童・生徒や先生方がお使いになるパソコンの整備といったものでございます。今までが「スクール・ニューディール」構想の大まかな説明でございまして、次に資料下段の（1）新学習指導要領の実施等のための教育環境の整備でございますが、新学習指導要領が小学校で平成23年度、中学校が24年度から本格実施されます。この中で理科・算数・数学の授業時間が増えるという事で、また理科の実験等もこれに伴い増えますので、理科教材の整備について、自治体が必要があれば国が積極的に支援するというものでございます。今まで説明したような事で、国では補正予算が成立しておりますが、国の財源にも限りがございますので、小田原市として使用出来る予算の枠が約3億6,50

0万円配分されている状況でございます。これは教育費だけに使用出来る訳ではなく、小田原市全体で使用出来る額でございまして、教育委員会を始めとして、福祉部局など色々な部局と財政課が調整しております。各課から色々な要望が出ておりますので、それを調整して使用出来る範囲内にまとめて財政課が国に申請するという話です。そのような中で教育委員会はどのようにするのかという事でございますが、現在、財政課に投げかけているものが学校の耐震化が1件、小学校・中学校・幼稚園のテレビの総取り替え、学校のパソコンの整備、小学校、中学校における理科教材整備の部分でございます。非常に大きな額となっておりまして、国に指定された範囲の約半分を教育分野が占めている状態ですので、今後、どのような調整がなされるのかは分かりませんし、議会の議決も得なければなりませんので、数字的には現段階ではつきりとは申し上げられない状態でございます。学校の耐震化については、今年度施行分で100%完了となりまして、今年度は前羽幼稚園の園舎と中学校6校の体育館、富水小学校の体育館整備を行う予定でございますが、この内、富水小学校の体育館につきましては耐震性が相当低く、ほぼ新築のような形で整備するため、額が非常に大きなものになっておりまして、全体で3億円程度かかる訳ですが、これを国に伝えたところ、今回の補正予算の交付金を使用して構わないという事でしたので、元々、市が負担するはずであった1億円程度の額を今回の交付金で戴く予定でございます。このように本来、市が負担するべきものを国が負担してくれるというありがたいお話をございますので、国と市の財政当局で調整をさせていただいており、また教育費の部分でも小田原市は非常に積極的に今回の予算を使用して行こうと考えているという事だけ、今回説明させていただきました。では何故、太陽光パネルは導入しないのかという事でございますが、先ほどご説明させていただきましたように、国から指定された全体の配分枠の内、教育だけで全部使う訳にもいかず、また、今年度、施設整備が全部で8箇所ございますので、期間的な問題で出来ない部分もございます。繰り返しになりますが、今回の補正予算のお話は非常にありがたいものでございますので、教育委員会としても積極的に活用させていただく予定であるという事で説明を終わらせていただ

きます。以上になります。

(質 疑)

和田委員長 …太陽光パネルを導入しなかった事はかえって良かったのではないかと思っています。県とN P Oが先行して県立高校にかなりの数を導入したのですが、県立秦野南が丘高校の事例で申し上げますと、太陽光パネルを導入したのですが、全体の電気量の約5%だけを賄う程度だそうで、中々難しいという報告を受けております。これだけ大きな施設の電気を太陽光だけで賄うという事はまだ技術的にも不可能なのではないかと思っておりまして。家庭くらいの大きさでまずは進めて行けば良いのかなと考えております。

学校教育部長…実際に導入する際には、委員長がお話になられたような事についてはきちんと調べてからでないと、軽々に行う事は出来ません。ただ、今年度の小田原市のスタンスとしては導入する余裕がないという事でございます。京都議定書の問題もあり、現在、新聞紙上で日本が環境問題、特に二酸化炭素排出の問題に非常に消極的な姿勢を示していると非難されており、環境問題には国が積極的に関与して行きたいという考えがあるようです。この太陽光パネルについても国から積極的に導入を進めるようにとの意見をいただいています。ただ、そうは言いましても自治体ごとに事情はある訳で、小田原市は先ほど申し上げたような事情で今回の導入は見送る方向ではございますけれども、情報によれば、国としては是非、太陽光パネルの導入を進めて欲しいので、秋に第二段で募集をするという話もございます。ただ、それに申し込みをするのかは分かりませんが、実施にあたっては委員長のお話であるような問題は検証して行く必要があると考えております。

和田委員長 …この近辺では大井高校が導入しております。

学校教育部長…この問題については、ご指導いただきながら検証して行きたいと考えております。

(その他質疑・意見等なし)

(10) その他 請願「平成22年度使用中学校教科書の採択について」(教育総務課)

「教科書採択についての要望書」について(教育総務課)

教育総務課長…資料のイとウをまとめてご説明させていただきたいと存じます。これは教科書の採択に係る請願と要望書となります。資料をご覧になりながらお聞きください。それでは、まず初めに請願「平成22年度使用中学校教科書の採択について」を、ご説明いたします。この請願は、一昨日の6月23日に、足柄下の教育を考える会の代表であります加藤哲夫様から提出されたものでございます。足柄下の教育を考える会につきましては4月15日付でも同様の請願をいただいたおりましたが、4月23日付の定例会で不採決という結果になりました。今回提出された請願書には、文部科学委員会の議事録が資料として添付されておりましたので、併せてお配りしております。この請願については、7月の定例会にお諮りしたいと思います。7月定例会では、平成22年度使用教科用図書の採択を予定しておりますので、請願書の内容について確認していただきまして、予めご検討下さるよう、よろしくお願ひ致します。続きまして「教科書採択についての要望書」について、資料ウをご覧いただきたいと存じます。要望書の提出者は、かながわ歴史教育を考える市民の会 共同代表 高嶋伸欣様、江原由美子様、宇野峰雪様でございます。郵送にて提出され、一昨日の6月23日付けで受理したものでございます。教育委員会への要望書の取り扱いについては、資料提供とさせていただいておりますので、本日配布させていただきました。従って、先ほどの請願とは異なり、7月の定例会での審議はございませんが、後ほど、ご覧いただければと思います。以上でございます。

(質 疑)

桑原委員…かながわ歴史教育を考える市民の会というのはどのような会なのでしょうか。

教育総務課長…かながわ歴史教育を考える市民の会は1997年に発足した会でござい

まして、事務局は弁護士で在られる宇野様の所属する神奈川総合法律事務所でございます。日本の歩んできた歴史と侵略や戦争の実相をありのままに学ぶ事が、民主主義や人権を尊重していく上で重要であると考え、教科書についても、きちんと対応して行くようにとの要望が様々な自治体に出されているようです。

(その他質疑・意見等なし)

(11) その他 教育委員会事務の点検・評価について（教育総務課）

教育総務課長…資料はございませんが、5月定例会でご報告させていただきました、「教育委員会事務の点検・評価について」の今後のスケジュール等が固まってまいりましたのでお知らせいたします。現在、決算事務を執り行っているところですが、教育委員会の各所管には平成20年度における事務の取り組みの実施状況について点検を依頼しているところです。これを取りまとめて、7月中旬には、教育委員会事務の点検評価の原案を教育委員の皆様にお送りし、7月23日の定例会でご協議いただきたいと考えております。また、法律により定められている外部識者による意見聴取につきましては、7月28日に実施する予定で準備を進めております。この7月28日の外部識者による意見聴取ですが、昼食をとりながら教育委員の皆様とも意見交換の時間を設けさせていただきたいと考えております。外部識者については、前回と同じく、国立教育政策研究所 教育政策・評価研究部の葉養部長に加え、新たに関東学院大学法学部で心理学を専攻している鈴木専任講師、小田原市PTA連絡協議会の田村会長の3名を予定しております。7月定例会での協議と、外部識者の意見聴取の中での意見・評価を踏まえ、原案を修正して、最終的に8月20日開催予定の8月定例会においてご審議・ご議決いただきたいと考えております。なお、7月28日は11時半頃から13時過ぎくらいを予定しております。急な設定で誠に恐縮ですが、ご参加いただけるか担当の瀬戸まで、今月中にご連絡をいた

だきたいと存じます。説明は以上になります。

(質疑・意見等なし)

(12) その他 教育委員と市長との懇談会について (教育総務課)

教育総務課長…それでは、私から「教育委員と市長との懇談会について」を、ご説明いたします。前回桑原委員から御提案をいただきましたが、早速、市長との懇談会を設定いたしました。日時は、7月23日(木)。7月定例会の前に、17時から18時30分まで、市長室において開催したいと存じます。全員がご参加いただけることですので、よろしくお願ひいたします。

(質疑・意見等なし)

(13) その他 教職員メンタルヘルス研修会について (学校教育課)

教職員担当課長…教職員メンタルヘルス研修会の開催につきまして、ご報告をさせていただきます。資料はございませんが、4月定例会において、教職員の勤務時間の変更に伴う、教職員の多忙化につきまして話題に挙がりました。その中で、多忙化が原因で精神的に疲れて、元気をなくしていられる先生方が多いのではないかとのお話をいただいたかと思います。また、その際に先生方が子どもたちに元気に接して、より良い教育活動にあたる事が出来るようなお話を聞く機会を設けられたら良いのではないかとの意見をいただきました。今年度、新規に教職員メンタルヘルス研修会を開催する予定でもございましたので、今回、山田委員に研修会の講師のご紹介をいただきまして、鈴鹿短期大学学長の佐治晴夫先生をお迎え致しまして、夏季休業中に開催させていただく事になりました。講師を予定しております佐治晴夫先生は宇宙物理学者でございまして、「ゆらぎ」という理論の第一人者で在られると伺っております。先ほど申し上げましたように扇風機等に使われている「ゆらぎ」の開発者でありまして、また、NASAを中心とした、地球外生物との交信に音楽を使う事を提案されております。本日、山

田委員にお持ちいただいたように、たくさんの著書を執筆されて、また、先生方の研修会を始めとして全国各地にて講演をされておりまして、佐治先生のお話を是非聞きたいというリピーターも多いと伺っております。是非、この研修会で先生方に元気を取り戻していただきて、教育活動にあたっていただきたいという事で開催させていただきたいと考えております。なお、研修会は市内の幼稚園、小学校、中学校の先生方の希望者を対象に8月20日の木曜日14時から2時間半くらいを予定しまして、市役所大會議室で開催させていただく予定です。詳細が決まり次第、教育委員の皆様にもご案内させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。以上となります。

山田委員…先生方も喜んでくださっているようですので、たくさんの希望者が来て頂ければ良いと思っています。よろしくお願い致します。

(その他質疑・応答なし)

(11) 委員長閉会宣言

平成 21 年 7 月 23 日

委 員 長

署名委員（桑原委員）

署名委員（山口委員）